

令和3年度 障がい者雇用関係事業について

長野県産業労働部労働雇用課

1 無料職業紹介事業

(1) 求職者に対する支援

希望者の就職を支援するため、「女性・障がい者等就業支援デスク」（県内10か所の地域振興局商工観光課）において、以下のステップに応じた支援を行う。

- ①【職業相談】 職業選択や訓練など、本人の希望や適性に合ったアドバイス
- ②【求人開拓】 企業訪問により、個々の求職者の希望や能力・適性に沿った求人開拓
- ③【紹介・就職】 紹介状の作成、採用面接など求職者に同行して必要な支援を実施
- ④【定着支援】 就職後、訪問等により安定した就労が続くよう企業と本人を支援

支援対象者 発達障がい者、難治性疾患患者を含めた障がい者、ひきこもりの状態にある方
中国帰国者、ひとり親家庭の父母、子育て中の女性

(2) 求人開拓員 7名（佐久・上伊那・南信州・松本(2)・長野(2) 各地域振興局に配置）

地域振興局	配置数	担当区域	電話番号
佐久	1	南佐久郡・北佐久郡・小諸市・佐久市	0267-63-3157
上伊那	1	上伊那郡・木曾郡・伊那市・駒ヶ根市	0265-76-6832
南信州	1	下伊那郡・飯田市	0265-53-0431
松本	2	諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡・松本市・岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市	0263-40-1932
長野	2	小県郡・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡・長野市・上田市・須坂市・中野市・飯山市・千曲市・東御市	026-234-9527

2 障がい者雇用支援事業

実施内容	対象者
① 障がい者雇用普及啓発セミナー 障がい者雇用を取り巻く社会情勢や法制度、各種助成制度等の理解を深めるセミナーを開催	事業主、事業所の人事・労務担当者、障がい者が就労する現場の責任者
② 事業所見学会 障がい者雇用に取り組む企業から、その取り組み内容を見学を通して学ぶ。	事業主、事業所の人事・労務担当者、障がい者が就労する現場の責任者
③ 地域コーディネータによる個別相談支援 障がい者雇用に対する企業の課題分析、業務の選定、受け入れ態勢の整備、求職者とのマッチング、実習等企業の障がい者雇用をトータルで支援	障がい者雇用の経験が少ない等、障がい者雇用に不安や課題を抱える企業

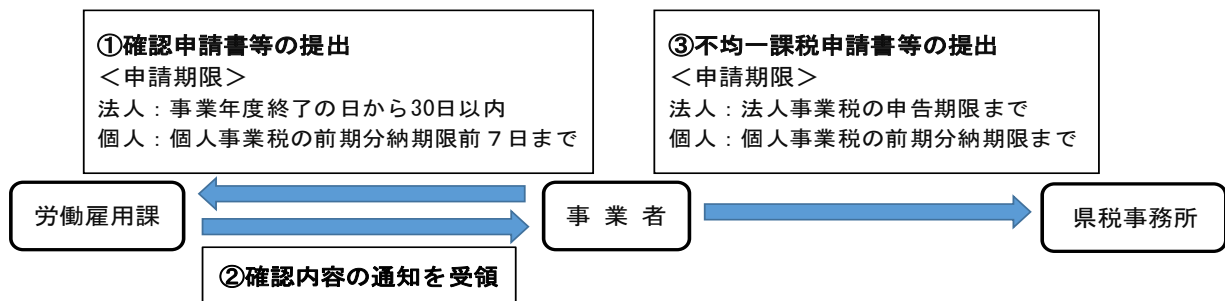
3 事業税の減税制度

特例期間内(H31.4.1~R4.3.31)に、新たに障がい者を雇用した常用雇用労働者数100人以下の法人等に対し、事業税の減税制度を実施。

	旧制度	新制度
対象・要件	・ 県内の事務所又は事業所において新たに障がい者を雇用した法人等（ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること）	・ 常用雇用労働者数が100人以下 の法人等であつて、県内の事務所又は事業所において新たに障がい者を雇用した法人等（ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること） ・ 新たに雇用した障がい者を 3か月以上継続して雇用 していること
減税内容	税率を 1/2減税 (上限額は一律30万円)	・ 適用期限を 3年間延長 (H31.4.1~R4.3.31) ・ 税率を 9/10減税 減税上限額（雇用した障がい者数に応じて） 1人以下 : <u>上限50万円</u> 1人超2人以下 : <u>上限75万円</u> 2人超 : <u>上限100万円</u>

《手続と期限》

減税を受ける際に必要となる手続きが下図のとおり 2段階（提出先が異なります） になりました。



4 障がい者雇用優良事業所等知事表彰

(1) 障がい者雇用優良事業所

- ・ 過去3年間において、法定雇用率を達成していること
- ・ 職場環境の改善により障がい者の職場定着に努めていること など

(2) 優秀勤労障がい者

- ・ 同一の事業所における勤続年数が原則7年以上の者
- ・ 他の障がい者に対して助言を行うなど、職場定着や雇用の安定に貢献していること など

(3) 「障がい者雇用フォーラム」として開催

9月の障害者雇用月間に開催する表彰式に、基調講演、パネルディスカッション等を併せて行い、より多くの人や企業の障がい者理解を深める。

5 障害者職場実習支援事業

事業の概要

障害者職場実地指導(実習)受入れ事業所への謝金の支払い

○ 対象生徒(R2.5.1現在)

市町村立	特別支援学級(中学校設置学級) 510 学級
国立	信州大学教育学部附属特別支援学校 1学校 中学部 16人 高等部 19人
(県立)	18校 県立の特別支援学校は、教育委員会事務局特別支援教育課で対応